南島原市



≪重要!!≫

本ガイドブックに記載されている補助事業等については、事業要望の受付後に内容の精査・検討を行い、南島原市の予算要求を行い、議会での議決を経て、予算を確保します。

特に国や県が財源となる補助事業は、当初予算での確保する必要となるため、事業要望から補助金交付まで長い期間を要します。

また、要望された全ての事業が採択されるとは限りません。

事業ごとに定められた要件をもとに、採択の基準となる各種ポイントを獲得して頂きます。

獲得されたポイントの合計をもとに長崎県および国が事業採択を行います。

事業内容について、しっかり確認して頂き、早めの事業要望をお願いします。

目 次

≪新規就農者・農業後継者支援策≫ ····································
・認定新規就農者制度
・農業次世代人材投資事業(経営開始型)
・新規就農者就農支援事業
・農業研修支援事業
・農業後継者給付金事業
・経営継承・発展支援事業
・農業後継者育成事業
≪農業経営支援策≫
・認定農業者制度
・ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業
・強い農業・担い手づくり交付金事業
・担い手ジャンプアップ支援事業
・ながさき型スマート産地確立支援事業
・国、県畜産振興事業
・経営所得安定対策
・各種制度資金
≪農地の貸借・売買≫
・貸借
・売買
・下限面積
≪農地の維持・整備等に関する支援≫
・中山間地域等直接支払制度
・農用地有効活用推進事業
・農業農村整備事業
≪農業ブランド化、スマート農業推進支援策≫ 12
・農産物ブランド化推進事業
・スマート農業機器等導入事業
・農業用ドローン農薬散布普及実証支援事業
《有害鳥獣対策支援策》
· 有害鳥獣被害防止対策事業
・イノシシ防護柵機能向上対策事業
・鳥害対策事業

新規就農・農業後継者支援

≪認定新規就農者制度≫

南島原市内で新たに農業を始めようとされる方を対象に、青年等就農計画を作成し、市長が認定 を行う制度。

☆青年等就農計画の認定基準

- ・計画における5年目の所得目標額が主たる農業従事者1人あたり概ね300万円を超えていること。
- ・年間労働時間が2,000時間程度。
- ・農業大学校、先進農家などで実践的な研修教育を概ね1年以上経験していること。

☆認定を受けた場合のメリット

- ・青年等就農資金の借り入れができる。
- 農業次世代人材投資事業(経営開始型)の申請要件。
- ・農業委員会を通じた正式な農地の貸し借りができる。

≪農業次世代人材投資事業(経営開始型)≫ ※令和4年度から事業内容の変更予定

新規就農をされる方に対して、農業を始めてから経営が安定するまでの期間を支援する。

☆対象者

- ・独立・自営就農時の年齢が50歳未満であること。
- ・本市で青年等就農計画の認定を受けていること(認定新規就農者であること)
- ・農地の利用権・所有権、主要な農業機械・施設を有していること
- ・生産物・生産資材を交付対象者名義で出荷・取引していること
- ※前年度の世帯所得が600万円を超えている場合は本事業の対象外となります。

☆交付金額

経営開始から1~3年目は150万円、4~5年目は120万円を交付。

- ※経営を開始した時点(就農をした時点)から5年間が交付対象期間。
- ※世帯の所得金額が600万円を超えた場合は支給停止となる。
- ◎令和4年度から本事業が見直しとなり、内容が変更となる予定です。
- ◎詳細が分かり次第、情報提供を行います。

≪新規就農者就農支援事業≫

南島原市内で新規参入による就農を目的として、定住の意思を持って本市へ転入、または他産業からの参入により本市で農業経営を始める方を支援する。

☆対象要件

- ・南島原市内に住所を有する者
- ・農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象となっている方、もしくは対象となる見込みの方。
- ・就農後1年以内の方、もしくは就農に向けた準備をされている方。

☆補助率および補助額

- ・農業用機械、農業用資材、圃場取得および整備など、農業経営を開始するにあたって必要となる費用の100%(限度額:100万円)。
- ※原則として親元就農または経営を継承される場合は対象外となります。

≪農業研修支援事業≫

定住の意志をもって南島原市へ転入し、本市で長崎県の技術習得支援事業等の農業研修を受ける方に対して、南島原市内に住居を借りられた場合の家賃の一部を補助する。

☆対象要件

- ・南島原市内に住所を有する方
- ・南島原市へ転入された方のうち、Uターン者ではない方
- ・本市へ転入されてから1年以上経過していない方
- ・農業次世代人材投資事業(準備型)※1の交付対象となっている方
- ・南島原市内で就農される方
- ※すべての要件を満たした場合にのみ補助対象となります。

☆補助率および補助額

- ・農業研修を受ける期間における賃貸住宅家賃(敷金・礼金は除く)のうち、対象経費の2分の1以内(限度額:月額25,000円)を補助する。
- ※1研修期間に受給することができる国庫事業の補助金(最大2年間、年間150万円) (☆準備型補助金については長崎県新規就農相談センターの管轄。)

≪農業後継者給付金事業≫

Uターンで親元就農した後継者に対して、就農後3年間を支援する。

☆対象要件

- ・ 令和3年4月1日以降で親元就農をする方
- ・本市へ転入されてから1年以上経過していない方
- ・高校、大学等を卒業後、市外で3年間以上就労された方
- ・就農時の年齢が原則50歳未満であること。
- ・家族経営協定を締結していること。
- ・家族が認定農業者である場合は後継者が経営改善計画に組み込まれ、農業経営の一部を担うこと。また認定農業者協議会に所属していること。
- ・家族が認定農業者ではない場合は、認定新規就農者になること。また認定新規就農者の期限が 過ぎた後、認定農業者となり、認定農業者協議会に加入すること。
- ・申請者が30歳未満の場合は、市内青年農業者団体に加入すること。
- ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)との併用はできない。
- ・年間150日以上、1,200時間以上農業に従事すること。
- ・前年の世帯所得が600万円以下であること。

☆給付金額

経営開始から1年目は100万円、2~3年目は30万円を交付。

≪経営継承・発展支援事業≫

地域農業の担い手の経営を継承した後継者による経営発展に向けた新たな取り組みを支援する。

☆対象要件

- ・昨年1月1日から本事業の応募を行うまでに中心経営体等である先代事業者からその経営に関する全ての主宰権の移譲を受けていること。
- ・税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っており、青色申告者であること。
- ・地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること。
- ・経営の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ・農業次世代人材投資事業などの国事業による助成を受けていないこと。

☆補助対象となる経費および補助金額

経営発展に向けた以下の取組に要する経費を補助する。補助上限額100万円(国 1/2、市 1/2)

- ①法人化 ②新たな品種・部門等の導入
- ③認証取得
- ④データ活用経営
- ⑤就業規則の策定
- ⑥経営管理の高度化
- ⑦就業環境の改善
- ⑧外部研修の受講
- ⑨販路開拓
- ⑩新商品開発
- ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上
- ⑫規格等の改善
- ③防災・減災の導入

≪農業後継者育成事業≫

南島原市内に在住している農業者等の後継者が、就農させることを目的として農業大学校等へ修学 または研修される場合の経費を支援する。

☆対象要件

- ・南島原市内在住する農業者等の後継者が下記のいずれかに該当する機関等で修学もしくは研修 をすること。
- ①農業大学校 ②農業高等学校 ③その他市長が認める機関等
- ・修学または研修の終了後3年以内に就農させること

☆補助率および補助額補助金額

· 月額 5,000 円 (年額 60,000 円)

研修終了後、就農したことを確認する書類として、農業委員会の証明を受けた「就農届け」を提出 していただきます。

修学または研修終了後、3年以内に「就農届け」を提出されなかった場合、もしくは就農されなかった場合は本事業を利用して受給された補助金の全額を返還していただく可能性があります。

農業経営支援

≪認定農業者制度≫

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標 *1 に向けて、自らの創意工夫に基づき作成した農業経営改善計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

- ※1 南島原市における農業経営基盤強化促進基本構想に示された目標
 - ① 年間農業所得 → 1経営体あたり400万円以上
 - ② 年間労働時間 → 主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度

☆認定農業者の申請区分は以下の通り。

- ・個人申請 → 個人名(1名)での申請。
- ・共同申請 → 共同(2名以上、配偶者や後継者などとの連名)での申請。
- ※家族経営協定の締結が必要。
- ・法人申請 → 法人名での申請。
- ※法人であることが確認できる書類を添付。

※申請する農業者の「農地および農業生産施設の所在地」に応じて認定申請先が変わる。

重要とな	農業経営を営む上で る農地および農業施設の所在地	認定申請先
	南島原市内のみ	南島原市長 (南島原市農林課)
	長崎県内 例:南島原市と雲仙市	長崎県知事 (島原振興局・長崎県農業経営課)
複数市町村に またがる場合	複数の都道府県にまたがる場合	
32.3 @ //3	九州農政局管内 例:長崎県と熊本県	九州農政局長
複数の地方農政局管区にまたがる場合 例:長崎県と山口県		農林水産大臣

各種補助事業及び制度資金のなかには認定農業者であることが要件となっているもの、さらに認定農業者の場合に下記の具体例のように優遇措置を受けられるものがある。

ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業

第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による 農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行います。

	事業	区分	事業主体	例示	要件	補助率
	①儲かる姿実践対策	農業所得1000万円農家応援型	農業所得1000万円 以上が可能となる経営 規模を目指す農業者	園芸ハウス、畜舎 等 ※農業用機械は対象外	①事業内容及び事業効果を公表を同意 ②雇用の増加(延べ250日/年以上の増加) ③新規就農者等の研修受入	県:3分の1以内 市:10分の1以上
次代につなが		認定農業者応援型	認定農業者等が組織する3戸以上の団体等 ※認定農業者等にはむ (リースの場合) 農業協同組合、森林組合、市町等が出資する 団体	共同生産施設(3,000㎡以上) 共同利用機械施設 廃産物加工用機械施設等 ※雅島採要法の指定地域において は、受益戸数1戸以上で園芸ハウス (1,000㎡以上・の設置が可能。 ただし、該当市町で同一年度1品目 あたり1回限りとする。		県:5分の2以内 (農業用機械は3分の1以内) 市:10分の1以上
ぐ産地生産基	②産地基盤強化対策	後継者応援型	(リースの場合) 農業協同組合 森林組	生産管理施設(III 芸) 日本	①50歳未満 ②経営主と経営改善計画の共同申請 ③現状、農業経営に年間150日以上従事し、か つ農作業従事日数が60日以上	県:5分の2以内 (農業用機械は3分の1以内) 市:10分の1以上
宏盤事業		認定新規就農者応援型	認定新規就農者又は認 定新規就農者の組織す る団体 (リースの場合) 農業協同組合、森林組 合、市町等が出資する 団体	生産管理施設(関係ハウス1戸の場合は1,000㎡、 2戸以上の場合は2,000㎡以上) 農業用機械 等 ※1戸での実施の場合、農業用機械 は支援対象外	①受入団体登録制度を活用した就農者又は就農予 定者 ②農外及び県外からの農業参入者、又は親等と経 営を異にする農家子弟	県:2分の1以内 (農業用機械は3分の1以内) 市:10分の1以上
#	①集落営農法人対策	集落営農法人応援型	3戸以上の農業者で構成された集落営農法人	共同生産管理施設(1,000㎡以上) 共同利用機械施設 等	①農地所有適格法人 ②集落の農業者の2分の1以上で構成、又は集落 の農地の2分の1以上を営農利用、受託により集 積する集落営農組織	県:5分の2以内 市:10分の1以上
農業で稼ぐ 農山村応援事業	②農山村集落対策	稼ぐ農山村応援型	(1) 移住集落タイプ 移住促進および移仕者 を含む取組を実施する 集落の構成員、受登立 サウスは1戸以上) (2) 稼ぐ集落タイプ 報答の要施する集落の構 成員、(受益戸数2戸以 上、ただし園芸ハウス はを実施する集落の構 成員、(受益戸数2戸以 上、ただし園芸ハウス は1戸以上)	①地域特産物の生産体制強化 ・農業用機械(防除機、括種機、定 植機、収穫機等) ・農業用管理施設等の整備(パイプ ハウス、灌水施設を含む) ・力高調整機械(選別機、簡易予冷 底、結果機、(援別機、簡易予冷 底、結果機、(援別機、 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、) 、)	①集落の合意形成に基づき、集落計画を作成していること。 ②集落計画に位置づけられている取組であると。 ③市町、県、関係機関が一体となったフォローアップ体制が構築されていること。	県:5分の2以内 (農業用機械は3分の1以内) 市:10分の1以上 県:3分の1以内 市:10分の1以上

※1事業主体当たりの上限補助金額は、25,000千円(ただし、受益戸数が1戸の場合は10,000千円)

※1事業主体当たりの助成対象事業費の下限額は、1,000千円

※農業用機械1台あたりの助成対象事業費の下限額は500千円

≪強い農業・担い手づくり総合支援事業≫

産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

1 産地基幹施設等支援タイプ (旧強い農業づくり交付金事業)

- ≪要件等≫ ① 受益農業従事者(原則年間150日以上従事)が5名以上であること。
 - ② 実施要綱に定める成果目標基準及び面積要件等を満たしていること。
 - ③ 当該施設等の整備による効用によって全て費用を償うことが見込まれること。
- ≪補助率≫ 複数世帯による協業経営 → 国:2分の1以内、市:20分の1 1戸1法人(協業経営ではない) → 国:3分の1以内、市:20分の1
- ≪例 示≫ 生産技術高度化施設(低コスト対候性ハウス)など

2. 地域担い手育成支援タイプ (旧経営体育成支援事業) ※令和 4 年度から事業内容の変更予定

- ◎融資主体型補助事業
- ≪要 件≫ ① 「実質化された人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられた方
 - ② 認定農業者
 - ③ 事業実施年度に就農する者または就農後5年度以内の者にあっては認定無業者
- ≪補助率≫ 国:10分の3以内(限度額:300万円)
- ≪例 示≫ 農産物の生産、その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改良、 修繕、農地等の改良、造成または復旧

ただし、

- 1. 事業費が50万円以上かつ耐用年数が5年以上、20年以下 (中古機械については残存耐用年数が2年以上)
- 2. 運搬用トラック、パソコン、倉庫など農業経営の用途以外に安易に使用できる汎用性の高いものは対象外
- 3. 実施を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること
- 4. 実施中または既に完了したものを本事業に切り替えて実施するものでないこと

≪担い手ジャンプアップ支援事業≫ ※令和4年度から事業内容の変更予定

地域農業の担い手を育成・確保するため、国が行う強い農業・担い手づくり総合支援事業の地域担い手育成支援タイプ (旧経営体育成支援事業)※上記参照の要望調査に応募し、補助金の配分が無かった方のなかで、南島原市認定農業者協議会に加盟する農業者を対象に、要望調査に応募した機械等の購入を市単独で支援する。

- ≪要 件≫ ① 地域担い手育成支援タイプ(旧経営体育成支援事業)の要望調査に応募し、 補助金の配分が無かった方
 - ② 南島原市認定農業者協議会に加盟する農業者

≪補助率≫ 対象経費の10分の3以内

ながさき型スマート産地確立支援事業

事	業	区分	事業内容	対象品目	事業主体	採択基準	補助率
1 園芸産地スマー	1	施設園芸産地スマート化事業	(以下に示すものに限る) 【必須機器】 ・環境測定機器 ・炭酸ガス発生装置	いちご トマト きかんく カバ草花 オーション マスパラガス	農業者が組織する 団体 市町 農業法人等 市町等が出資する	(1)受益戸数は3戸以上とする (2)事業主体欄の「農業者が組織する団体」とは、産地の構成員で組織され、規約等が整備された団体とする。 (3)受益範囲は、同一品目、同一産地内とする。 (4)受益面積は、概ね30a以上とする。 (5)環境制御機器の導入にあたっては環境測定機器に準ずる装置が既に導入されている、または一体的に導入することを要件とする。 (6)新規に事業をを活用して導入する事業主体(対象品目アスパラガスを除く。)の施設は、事業を実施してから5年以内に必須機器の導入を行うこと。 (7)アスパラガスにおいては、環境制御機器、自動換気装置、自動権水装置のみを対象とする。	
· 化 事業	2	露地園芸 産地ス マート化 事業	クラウド型 マルドリコントローラー	みかん	団体	(8)自動潅水装置は日射比例式を対象とする。アスパラガスにおいてはタイマー式のみの機能を有するものも対象とする。 (9)ヒートポンプは花きのみ対象とする。 (10)高設栽培システムについては品種をゆめのか及び恋みのりとし、炭酸ガス発生装置と併用するもののみ対象とする。 (11)クラウド型マルドリコントローラーはマルチドリップ装置が既に導入されている、または一体的に導入する場合を対象とする。	
2	1	産地基盤整備事業	アスパラガス新改植 果樹の新改植、高接ぎ 果樹管理資材	アスパラガス 果樹 みかん	農業者が組織する 団体 市町 農業協同組合 農業法人等 市町等が出資する 団体	(1)受益戸数は3戸以上とする (2)事業主体欄の「農業者が組織する団体」と は、産地の構成員で組織され、規約等が整備され た団体とする。 (3)受益範囲は、同一品目、同一産地内とする。 (4)受益面積は、概ね30a以上とする。	(アスパラガス、 果樹) は2分の1以内) ※市町が県に加え て補助対象事業費の10分の1を加算する場合に限る。
産地基盤整備・				野菜、果樹		(1)受益戸数は3戸以上とする。遊休ハウスの移転	
強靭化事業	2	産地基盤 強靭化事 業	ハウスの強靭化 (補強に伴い実施する部材や 付帯設備等の補修・交換を含 む)に要する経費を補助。		認定農業者及び認 定新規就農者が組 織する団体 市町 農業協同組合 農業法人等	については受益戸数は2戸以上とする。ただし認定農業者及び認定新規就農者の場合は、受益戸数1戸以上とする。 (2)事業主体欄の「認定農業者及び認定新規就農者が組織する団体」とは、産地の認定農業者及び認定新規就農者で組織され、規約等が整備された団体とする。	
			遊休ハウスの移転 (対象経費の解体費、建方 費、一部交換部品代、補強、 運賃)を補助。		市町等が出資する 団体 農業者	(3)受益範囲は同一品目内とする。ただし、花きにおいては複数品目での取組みができるものとする。 (4)受益面積は、概ね30a以上とする。遊休ハウスの移転については、受益面積は概ね20a以上とし、受益戸数1戸の場合は概ね10aとする。	

≪国、畜産振興事業≫

番号		事業主体	事業内容	要件	補助率
田万	11111	************************************		дп	一
1	長崎県畜産クラスター構築事業	畜産クラスター協議会 農業者団体 農事組合法人 等	・家畜飼養施設 ・家畜排せつ処理施設 ・自給飼料関連施設 ・畜産物加工施設 上記施設の整備及び改修に係る 経費の補助	①畜産クラスター計画において中心的経営体に 位置づけられていること ②地域の平均飼養頭羽数以上に規模を 拡大すること	国:2分の1以内 市:10分の1以内(上限5,000千円)
2	島原半島良質堆肥 広域流通促進事業	農業者が組織する法人・団体 (受益農家3戸以上)	堆肥調整保管庫(処理施設は対象外)、堆肥成型機、堆肥運搬車・散布車、その他滯留堆肥解消のための施設・機械に係る経費の補助	①島原半島内で生産された堆肥の半島外への年間搬出量を700t/年(成型堆肥は350t/年)以上増加させること ②長崎県広域堆肥ヘルバー組織協議会に加入すること	国:2分の1以内(上限15,000千円) 市:10分の1以内(上限5,000千円)
3	長崎県家畜導入事業	農業協同組合合統一等	肉用優良繁殖雌牛の購入に係る 経費の補助	①増頭 ・肉用牛繁殖雌牛頭数を維持すること ・4ヶ月齢以上、30ヶ月齢未満(未経産牛)の雌牛 ②維持 ・肉用牛繁殖雌牛頭数を維持すること ・4ヶ月齢以上、6ヶ月齢未満の雌牛 ・父牛の育種価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位2分の1以上・又は県有種生産子で父牛、母牛のいずれかの育種価(分娩間隔又はオレイン酸)が上位4分の1以上であること ③金太郎3等増頭 ・①のうち、金太郎3等を父に持つ雌牛 ④金太郎3等維持 ・②のうち、金太郎3等を父に持つ雌牛 ⑤ゲノミック増頭 ⑥ゲノミック維持 ⑦一貫生産拡大事業 ・長崎型新肥育技術に取り組む経営体であること ・4ヶ月齢以上、30ヶ月齢未満(未経産牛)の雌牛 ①、②、③。④、⑦共通 ・導入者は畜産クラスター計画などに位置づけられた中心的経営体又は本県肉用牛生産振興に資すると知事が特に認める経営体であること ①、③、②共通 ・本牛の育種価(脂肪交雑人の1以上、育種価(分娩間隔又はオレイン酸)が上位4分の1以上、有種価(分娩間隔又はオレイン酸)が上位4分の1以上もしくは県有種雌牛産子で父牛、母牛のいずれかの育種価(分娩間隔又はオレイン酸)が上位4分の1以上もしくは県有種雌牛産子で父牛、母牛のいずれかの育種価(分娩間隔又はオレイン酸)が上位4分の1以上であること又は母牛が過去に実施した長崎県家畜導入事業の導入対象牛であって、かつ父牛が育種価(脂肪交雑)上位10分の1以上の県有種雌牛であること ⑤、⑥共通本件のゲノミック評価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位2分の1以上で、うち一つが上位4分の1以上であること ⑤、⑥共通本件のゲノミック評価(帰留又はオレイン酸)が上位2分の1以上で、うち一つが上位4分の1以上である1以上で、うち一つが上位4分の1以上であり1以上で、うち一つが上位4分の1以上	県: 補助対象経費の3分の1以内 県補助上限額↓ ①100,000円/頭 ②50,000円/頭 ③110,000円/頭 ⑤10,000円/頭 ⑥60,000円/頭 ⑦120,000円/頭 市:37,800円/頭
4	長崎県放牧場整備支援事業	農業者が組織する団体等	牧柵資材、放牧場管理に用いる ICT機器、牧草種子・肥料(整 備・補改修実施年度に限る)、 その他放牧場整備において必要 な資材等の購入に係る経費の補 助	①繁殖雌牛を事業実施5年後に5頭以上飼養し、かつ事業実施年度から1頭以上増頭していること。 ②放牧場の整備を2箇所以上行うこと。 ③放牧場整備総面積が20k以上であること(農用地、耕作放棄地等)。 ④放牧場補改修については、共同利用牧場に限る。	県:2分の1以内

≪経営所得安定対策≫

この事業を利用するには「水稲生産実施計画及び経営所得安定対策営農計画書」を提出して頂く必要があります。

年度初めに居住されている地区の農事実行組合長から、昨年度の内容が記載された「水稲生産実施計画及び経営所得安定対策営農計画書」が配布されます。

内容について確認して頂き、本年度の作付け計画に合わせて内容の修正を行い、農事実行組合長へ提出して頂きますようお願いします。

☆畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売格差」の差額分に相当する交付金が直接交付されます。

☆収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

米価等が下落した際に収入を補てんする制度です

	事業区分	事業主体	対象作物		内容等(各種要件や申請の流れなど)
1		認定農業者 集落営農組織 認定新規就農者 ※規模要件はありません	水田・畑に作付けする販売目的の 「麦類 (小麦 二条大麦・はだか 麦)・大豆・そば・なたね」が対 象	てどちらかを選択して	①出荷および販売契約を確認できる書類(交付申請書提出時に添付) ・出荷販売契約書(農協と契約を結ぶ場合は提出の省略可) ・自家加工販売契約書(消費者に直接販売、直光所等で販売する場合) ②出荷および販売数量を確認できる書類(農協販売者は提出の省略可) (麦類・なたね→9月末、大豆・そば→翌年2月末までに提出) ・農産物検査を受検し、農産物検査規格を満たし販売したもので以下の格付けがなされたもの対象 麦類→1~2等 大豆→1~3等及び特定加工用大豆(合格、そば→1~2等 ※麦芽原料用(ビール用等)麦、黒大豆、種子用は交付対象外となります。 ・販売数量が確認され次第、実績数量を予め印字した「数量払」の交付申請書を送付します。 ・当年産の作付面積に応じて支払います。(受検・販売予定に限る) ・水稲共済細目書異動申告表のなかの「面積払における生産予定面積記入欄」については、基幹、二毛作に限らず、実際の作付面積の合計を記入し、大豆、そば等の確定していない作物は、予定面積を記入してください。 ※面積を変更する場合には、必ず南島原市農業再生協議会(南島原市農林課)へ連絡してください。
2	米・畑作物の 収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)		長崎の場合、 「米、麦類 (小麦・二条大麦・は だか麦) 、大豆」が対象	・収入減少減少減少減少減少減少減少減少減少減少減少減少減少減少減少で付かった。 ②交付立ず、と契約→ ・農薬類→	得安定対策交付金申請書の裏面(様式第1号B) 影響緩和交付金 (ナラシ対策)に加入する場合は、交付金申請書表面(様式第1号A)の 記字影響緩和交付金 (ナラシ対策)に加入する場合は、交付金申請書表面(様式第1号A)の 記少影響緩和交付金 (ナラシ)の申請」欄の「する」に○を付けて、裏面(様式第1号B)の の生産予定面積を記載の上、その他確認事項にチェックを付けてください。 請受付後、九州農政局長崎県拠点から申請者へ積立額を記載した通知書を送付(7月上旬頃) 納付期限は7月下旬までです。期限までに納付が無い場合は未加入となります。 販売数量を確認できる書類(米は翌年4月30日まで、麦類、大豆は「ゲタ対策」で提出) 認約を結ぶ場合は提出の省略可) 即後査を受検し、農産物検査規格を満たし販売したもので以下の格付けがなされたもの対象 ・1~2等、大豆→1~3等及び特定加工用大豆(合格) 原料用(ビール用等)麦、黒大豆、種子用は交付対象外となります。

※添付書類として①ゲタ対策、②ナラシ対策共通で以下のものが必要となります。

- ・認定農業者は、農業経営改善計画認定書(写し)
- ・特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規定認定書(写し)及び当該特定農用地利用規定(写し)
- ・認定新規就農者は、青年等就農計画認定書 (写し)

※集落営農が経営所得安定対策 (ゲタ・ナラシ対策) に加入するには、①組織の規約を作成していること、②対象作物について共同販売経理を行っていることが必要です。

※収入保険と、ナラシ対策の重複加入はできません。

☆水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米、指定野菜等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります

	事業区分	事業主体	項目	対象作物等	内容等(各種要件や申請の流れなど)
			戦略作物助成	要、大豆、飼料作物 WCS用稿 加工用来 飼料用米、米粉用米	個作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の「面積払」と同様の方法 個作物の直接支払交付金(ゲタ対策)「数量払」と同様の方法 新規需要米(飼料用米)→新規需要米取組計画を提出 加工用米(米粉用米)加工用米取組計画を提出
3	水田活用の直接支払交付金	対象となる作物を生産・ 販売する販売農家または 集落営農組織	産地交付金	指定産地 ばれいしょ、たまねぎ、白菜、 露地トマト、露地きゅうり ※ ※品目限定	操作物の直接支払交付金(ゲタ対策∫面積払」と同様の方法 出荷・販売等実績報告書兼智約書を12月下旬までに提出 整約にともなう販売実績に係る書類 ・出荷および販売伝票等の写し ・自家利用販売実績報告書 ・作業日誌 などは翌年6月下旬までに提出してください。 ※提出されない場合は交付金の返還となります。
		耕畜連携の取組みを行う 水田において、飼料作物 等を生産する農業者	産地交付金 ※耕畜連携の取組	おら利用 (わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用) 水田放牧 (粗飼料生産水田における牛の放牧の取組) 資源循環 (粗飼料生産水田への堆肥散布の取組)	子実及び結わらが飼料利用されること 等 放牧頭数が成牛換算で2頭以上、 1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上 等 堆肥は水田粗飼料作物を供給した家畜由来のものであること 等
		水田における「主食用米 と下記対象作物」または 「次項対象作物同士」の 組み合わせによる二毛作 を行う農業者	産地交付金 ※二毛作助成の取組	麦、大豆、飼料作物、WCS用稿、飼料用米、米粉用米、加工	用米、そば、なたね

☆交付金の対象となる作付けパターン

作付バ	パターン	交付	寸金	
基幹作物	二毛作作物	基本助成	二毛作助成	備考
主食用米	飼料作物	_	0	
主食用米	指定野菜等	_	0	
主食用米	その他野菜	_	_	
大豆	麦	0	0	
飼料作物	飼料作物	0	0	
飼料作物	その他野菜	0	_	
飼料用米	飼料作物	0	0	
飼料用米	その他野菜	0	_	

事業を活用する場合、様々な要件がありますので担当までご確認ください。 申請書の提出期限は6月下旬までとなります。期限を過ぎてからの申請はできません。 交付金の単価は毎年変動します。

申請は市役所農林課で受付を行いますが、振込については九州農政局から指定した口座へ直接振り込まれます。

振込時期は例年3月頃となっています。

≪各種制度資金≫

番号		110000	貝並≫ 資金の種類	貸付対象事業	金融機関
		1号	施設資金	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、排水施設、農産物加工施設等の改良・造成、農機具等取得	
	農	2号	果樹等植栽育成資金	果樹、茶、アスパラガス、花き、花木等の植栽、育成	
	業近	3号	家畜購入育成資金	乳牛、繁殖用肉牛、繁殖用豚、肥育牛、肥育豚、鶏の購入または育成	
1	代	4号	小土地改良資金	総事業費が1,800万円を超えない規模の客土、暗渠排水、畦畔改良、牧野改良	JA等
	化資	5号	長期運転資金	リース代、地代等	
	金	6号	農村環境整備資金	診療施設、水道施設、研修集会施設、生活改善センター等の取得	
		6号	大臣特認資金	農村給排水施設、特定農家住宅、内水面養殖施設資金	
3	典業級党其般疏心资金		営基盤強化資金	市町長に認定された「青年等就農計画」の達成に必要な長期資金 ・農地の改良、造成 ・施設、機械の取得 ・家畜・果樹の導入、造成 ・その他農業経営の開始に伴い必要な資材等 認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備投資等の長期資金 ・農地の改良、造成 ・施設、機械の改良、造成等 ・加工処理施設、流通販売施設等 ・家畜・果樹の導入、造成 ・農地借地料の支払 ・夫妻の整理等(制度資金は除く)	日本政策金融公庫
4	農業経営基盤強化資金 (スーパーS資金)			認定農業者の経営改善計画の達成に必要な運転資金一般 (ただし、既往負債の借換、生活資金等は対象外) ・種苗代、肥料代、飼育代、雇用労賃等 ・肉用素蓄、営農用備品、消耗品等 ・施設、機械の修繕費及びリース料等 ・生産技術の習得費、市場開拓費	JA等
5	農林漁業セーフティネット資金		ーフティネット資金	農林漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、 資金繰りに支障をきたしている場合の長期運転資金	日本政策金融公庫

※限度額や貸付利率などは経済情勢等に応じて変動します。

この他にも目的に合わせて様々な資金がありますので金融機関へご相談ください。

農地の貸借・売買

農地の貸借・売買については、下記の方法があります。

≪貸借・売買≫

- ·農地法3条
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

≪貸借のみ≫

・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画

≪農地の貸借≫

	農地法3条	基盤強化法	農地中間管理機構
認定農業者	0	0	0
認定新規就農者	0	0	0
認定なし	0	×	0

≪農地の売買≫

	農地法3条	基盤強化法
認定農業者	0	0
認定新規就農者	0	0
認定なし	0	×

☆農地の貸借・売買に関する下限面積について

町名	面積(a)
深江町	40
布津町	40
有家町	40
西有家町	30
北有馬町	40
南有馬町	50
口之津町	30
加津佐町	50

≪下限面積とは≫

自己所有農地とこれから借りよう(買おう)としている農地の合計面積のことです。

原則として下限面積を超えていないと農地の貸借・売買はできません。 ただし、施設野菜を主に経営を行っている方に対しては、

農業委員会の総意で支障なく経営ができると判断された場合は、 下限面積は適応されません。

・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画

☆農地の貸借および売買の流れ





農地の貸借・売買をするには、様々な手続き、書類の提出が必要になります。

農地の維持・整備等に関する支援

≪中山間地域等直接支払制度≫

地域振興立法で指定された地域において、傾斜があるなどの基準を満たす農用地の維持・管理を行うための取決め(協定)を締結した集落に対して、面積に応じて一定額を交付する制度。

☆対象となる地域

- ①「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「棚田地域振興法」などによって指定された地域。
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

☆対象となる農地の条件

- ① 急傾斜地(田:1/20以上、畑·草地·牧草放牧地:15°以上)
- ② 緩傾斜地 (田: 1/100 以上 ~ 1/20 未満、畑·草地·牧草放牧地: 8°以上 ~ 15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

☆対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

☆交付単価

地目	区分	交付単価(円 /10a)
H	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500
草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
牧草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	3 0 0

☆交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。 (使途は事前に協定に定めておく必要があります。)

≪農地等有効活用推進事業≫

☆対象要件

- ・南島原市内の認定農業者または認定新規就農者
- ・貸借の設定または所有権の移転により新たに農地を取得し、抜根・整地の作業を行う方※下記事項いずれかに該当する農地を対象とする。
- ① 樹園地
- ② 農業委員会から「B分類:再生利用が困難と見込まれる農地」の判定を受けた農地
- ・補助対象農地で5年間以上耕作すること

☆補助率および補助額

・抜根・整地の作業に要する経費の2分の1以内 (対象農地の10a 当たり15万円を限度とし、補助額上限を150万円とする。)

≪農業農村整備事業≫

事業名	補助対象	要件	補助率
農道新設改良、 舗装、補修	市道以外の農業用の道	受益戸2戸以上	8割以内
	頭首工、用排水路	受益戸2戸以上	8割以内
かんがい用排水施設	国・県の補助事業で整備した畑かん 施設(ポンプ、配電盤、管路等)	受益戸2戸以上	5割以内
農地整備	区画整理、暗渠排水、湧水処理等	受益面積 10a~50a 受益戸数 2 戸以上で隣接	8割以内
ため池整備	斜桶、底桶、堤体等	受益戸2戸以上	8割以内

※農道新設改良事業については、延長10m以上、幅員2m以上の事業を対象とし、事業費の限度額は200万円 ※農道舗装事業については、延長50m以上、幅員2m以上の事業を対象とし、事業費の限度額は100万円 ※かんがい用排水施設、ため池整備事業については事業費の限度額200万円。なお、国・県の補助事業で整備した畑かん施設は限度額100万円

※ほ場整備については、10a 当たり事業費の限度額は 100 万円。なお、事業実施後 10 年間は、他に転用、 又は売買してはならない。

※本事業は1件当たり事業費が10万円以上のものを対象とする。

農業ブランド化、スマート農業推進支援

≪農産物ブランド化推進事業≫

南島原市内の農業者又は農業者で組織する団体が、市内で生産される農産物を原料として、 加工・流通・販売などに必要な経費を支援することにより、6次産業化への取り組みを支援する。

☆対象要件

- ・南島原市内の農業者及び農業者で組織する団体
- ・南島原市内で生産された農産物が原料であること
- ・当該年度末までに導入が可能で、国や県などから補助金を受けていない事業であること

☆補助率および補助額

- ・南島原市内で生産される農産物を原料として、加工・流通・販売を促進するための 次に掲げるブランド化推進に要する経費の2分の1以内(限度額100万円)
- (1) 新たな取組に必要な機械、施設等の導入に要する経費 ※ただし汎用性の高い機械、施設等の導入に要する経費は除く
- (2) 新たな取組に必要な商品開発、広告、販売等に要する経費

≪スマート農業機器等導入事業≫

南島原市内の農業者で組織する団体が、農作業の効率化又は収量向上に取り組むために 必要なスマート農業機器等の導入を支援する。

☆対象要件

・南島原市内の農業者で組織する団体

☆補助率および補助額

・農作業の効率化または収量向上に取り組むために必要なスマート農業機器の購入経費の2分の1以内(限度額:農家1戸あたり20万円)

☆本事業活用後の協力依頼について

・産地全体の生産力向上に向けて、本事業を活用して導入されたスマート農業機器を用いて 取得された環境データについては勉強会等での情報共有して頂きますようお願いします。

《農業用ドローン農薬散布普及実証支援事業》 ※令和5年度で終了

農業者を対象に、水稲、露地野菜などの防除作業の効率化や農業用ドローンの普及を目的として、 農業用ドローンを活用した農薬散布などの実証事業に取り組む農業者を支援する。

☆対象要件

- ・3戸以上の市内農業者で組織する団体
- ・共同作業に取り組む団体
- ・国や県からの補助金を受けていない農業者

☆補助対象面積および補助額

- ・作物 水稲、露地野菜、ばれいしょ
- ※ただし、ドローン防除として農薬登録されている農薬がある品目に限る。
- ・補助対象事業費に2分の1 (上限1.250円/10a)

有害鳥獣対策支援

≪有害鳥獣被害防止対策事業≫

有害鳥獣被害防止を目的として、ワイヤーメッシュ柵および電気柵の設置を支援する。

☆対象要件

・受益者が3戸以上であること

☆事業内容

・ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置

☆地元負担

- ・ワイヤーメッシュ柵 → 最大25%
- · 電気柵 → 最大 4 5 %
- ※地元負担の割合は毎年変動します。

≪イノシシ防護柵機能向上対策事業≫

国事業を活用し、設置された防護柵の機能向上を支援する。

☆対象要件

・過去に国事業を活用して防護柵を設置した地区

☆事業内容

・ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置

☆地元負担

- ・事業費の25% (補助率75%)
- ※入札による事業費が減額となっても必ず25%の自己負担が発生します。

≪鳥害対策事業≫

鳥類の被害防止のために用いる資材の購入に係る経費を補助する。

☆対象要件

- ・市内の2戸以上の農業者で組織する団体
- ・農業委員会等を通じた貸し借りをしている農地が対象
- ・過去に本事業を活用された圃場は対象外

☆補助対象資材

- ・防鳥カイトおよび吹き流し資材
- ・べた掛け資材
- ・テグス張り資材

☆補助率

・対象経費の3分の1以内(補助額上限20万円)















南島原市担い手育成総合支援協議会(南島原市農林課内) 南島原市有家町山川 58 番地 1

TEL: 0957-73-6661